

福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金及び信用保証料補助金（以下「補助金等」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金等は、新青果市場での活動に必要な専有施設の整備等のために福岡市商工金融資金等の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、予算の範囲内において、補助金等を交付することにより、新青果市場への移転に伴う市場関係者の経費負担を軽減し、経営基盤の安定を図り、もって新青果市場の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新青果市場

福岡市東区みなと香椎地区に統合・移転する新設青果市場をいう。

(2) 市場関係者

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）（以下「業務条例」という。）に定める卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者をいう。

(3) 専有施設

新青果市場において市長が市場関係者に対して施設使用の指定又は許可する市場施設をいう。

(4) 許可・承認

業務条例に定める農林水産大臣による卸売業者に対する許可、市長による仲卸業者・関連事業者に対する許可、売買参加者に対する承認をいう。

(対象者)

第4条 この要綱による補助金等の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。なお、本補助金等の対象者は公募により募集する。

(1) 福岡市中央卸売市場青果市場・西部市場・東部市場（以下「現市場」という。）において許可・承認を受けており、且つ新青果市場において許可・承認を受けた者又は許可・承認を受ける見込みである市場関係者

(2) 現市場内施設において過去3年以上の営業実績があり、且つ新青果市場において許可・承認を受けた、若しくは許可・承認を受ける見込みである市場関係者

(3) 市場関係者で構成する事業協同組合

(4) 前各号のほか市長が認める者

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなないものとする。
- (1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）
 - (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）
第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者
 - (4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助金等からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金等の交付を受けようとする者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（対象融資及び融資限度額）

第5条 この要綱による補助金等の交付対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、平成27年6月1日から平成29年3月31日までに融資の実行を受けたものとする。

- (1) 福岡市商工金融資金制度要綱に基づく融資
- (2) その他市長が認める融資（ただし、卸売業者に限る。）

- 2 補助金等の算定対象となる対象融資の限度額は、別表に定めるものとする。

（対象事業）

第6条 この要綱による補助金等の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専有施設における内部造作
- (2) 専有施設における冷蔵・冷凍庫、加工処理設備、衛生設備等の整備
- (3) 専有施設において使用する備品等の購入またはリース
- (4) 市場流通と密接に関連する施設及び設備の整備
- (5) その他市長が必要と認める事業

（利子補給金の交付額）

第7条 利子補給金の交付額は、対象者が金融機関に支払った対象融資に係る利子相当額（ただし、延滞利子相当額は除く。以下同じ。）とする。ただし、対象融資の融資利率（以下「融資利率」という。）が年1.65%を超える場合は、年1.65%で計算した額とする。

なお、算出した利子補給金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する利子相当額は、対象融資の融資を受けた時点の融資利率に基づき元金均等方式により返済するものとして計算した額とする。

（信用保証料補助金の交付額）

第8条 信用保証料補助金の交付額は、対象者が対象融資を受けた際に福岡県信用保証協会に支

払った信用保証料の2分の1の額とする。なお、算出した信用保証料補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付対象期間)

第9条 利子補給金の交付対象となる期間は、対象融資の融資を受けた日から返済が終了する日までとする。ただし、融資を受けた日から5年間を限度とする。

(信用保証料補助金の交付対象期間)

第10条 信用保証料補助金の交付対象となる期間は、対象融資に係る信用保証を受けた日から信用保証料の支払いが終了する日までとする。ただし、信用保証を受けた日から5年間を限度とする。

(補助金等の申込み及び通知)

第11条 補助金等を受けようとする者は、融資決定後速やかに福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給兼信用保証料補助申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 返済予定表の写し
- (2) 信用保証決定のお知らせ又は信用保証書の写し
- (3) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申込日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (4) 整備等に要した費用に係る領収書等(写しも可。)
- (5) 法人の場合は役員名簿(様式第1-2号)
- (6) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査して補助の可否を決定し、福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給兼信用保証料補助決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申し込みをした者に通知するものとする。

(返済方法等の変更)

第12条 前条第2項の規定に補助金等の交付を行う旨の決定を受けた者が返済方法等に変更があった場合は、速やかに福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給兼信用保証料補助変更届(様式第3号)に変更内容の分かる資料を添付し、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容について確認を行い、福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給兼信用保証料変更確認通知書(様式第4号)により通知するものとする。なお、以下各号の変更事由が生じた場合には、補助金等の交付対象期間及び金額を変更するものとする。

- (1) 全部返済があった場合、補助金等の交付対象期間は実際に返済または支払った日までとする。

- (2) 一部返済があった場合は、補助金等の交付対象期間は新たに設定する返済期間とし、補助金等の額は新たに設定する返済期間及び返済額等に基づき再度算定した額とする。
- (3) 履行延期があった場合は、補助金等の交付対象期間及び額は当初に決定した期間及び額を限度とする。

(利子補給金の交付申請)

第13条 第11条第2項の規定により利子補給金の交付を行う旨の決定を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金交付申請書(兼実績報告書)(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する融資残高証明書又は2月末日における当該融資残高の状況が分かるもの
- (2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による交付申請は、原則として3月1日から翌年2月末日までの期間に支払った利子相当額に対する利子補給金について当該期間の翌日である3月1日から3月10日までの期間中に申請するものとする。

3 2月1日以降に申込みを行った者は、原則として翌年度の交付申請対象とする。

(利子補給金の交付決定)

第14条 市長は、前条の規定により福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金交付申請書(兼実績報告書)の提出があった場合において、当該申請を審査し、利子補給金の交付を適当と認めるときは、当該申請者に対し、福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金交付決定通知書(兼確定通知書)(様式第6号)によりその旨を通知し、利子補給金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、利子補給金の交付を不適当と認めるときは、当該申請者に対し、福岡市新青果市場専有施設整備等利子補給金交付却下通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。

(信用保証料補助金の交付申請)

第15条 第11条第2項の規定により信用保証料補助金の交付を行う旨の決定を受けた者が、信用保証料補助金の交付を受けようとするときは、福岡市新青果市場専有施設整備等信用保証料補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 信用保証料を支払ったことを証する書類
- (2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による交付申請は、第13条第2項及び第3項に準ずる。

(信用保証料補助金の交付決定)

第16条 市長は、前条の規定により福岡市新青果市場専有施設整備等信用保証料補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出があった場合において、当該申請書を審査し、信用保証料補助金の

交付を適当と認めたときは、当該申請者に対し、福岡市新青果市場専有施設整備等信用保証料補助金交付決定通知書（兼確定通知書）（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、信用保証料補助金の交付を不適当と認めたときは、当該申請者に対し福岡市新青果市場専有施設整備等信用保証料補助金交付却下通知書（様式第10号）により、その旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し又は変更及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は変更し、又は既に交付した補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 第4条第2項の各号いずれかに該当することが判明したとき
- （2） 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- （3） 前号に規定する場合のほか、第2条に規定する目的に反すると認められる事実が明らかになったとき
- （4） 借入期間又は金額の変更等の理由により、支払った信用保証料の返還を受けたとき

（関係書類の整備）

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等は、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表（第5条関係）

		対 象 者	対象融資限度額
第4条第1項	(1)	卸売業者	3億円
		仲卸業者	3,000万円
		売買参加者	1,000万円
		関連事業者	2,000万円
	(2)	市場関係業者で構成する事業協同組合	3億円
	(3)	前各号のほか市長が認める者	市長が定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

（期 間）

- 2 この要綱は、平成34年3月31日をもって廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金等の申込期限は平成29年3月31日までとする。